

## ○ 職務内容及び募集要件に係る評価委員会の意見

【令和7年度に改選等が行われた役職（本市退職者を選考の対象に含んだもの）】

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第3条第4項の規定に基づき報告のあった監理対象出資法人の役員の職務内容及び募集要件について、同条第5項の規定に基づき大阪市外郭団体評価委員会の意見(答申書)を公表します。

なお、下表の項目番号1～3、6～8、10～12、15～17については、令和2年12月2日付け大阪市外郭評価委員会決定「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第3条4項の規定に基づく意見に係る運用について」（本ファイル末尾に添付）に基づき、「特段の意見はない」として取り扱ったため、答申書はありません。

団体名	項目番号	役職名
大阪市街地開発株式会社	1	代表取締役社長
大阪外環状鉄道株式会社	2	常務取締役
株式会社大阪港トランSPORTシステム	3	代表取締役社長
	4	専務取締役（総務担当）
	5	常務取締役（鉄道担当）
	6	常務取締役（営業担当）
株式会社大阪市開発公社	7	代表取締役社長
	8	代表取締役専務
	9	取締役（総務部担当）
	10	取締役（管理部担当）
株式会社大阪城ホール	11	代表取締役社長
関西高速鉄道株式会社	12	常務取締役
公立大学法人大阪	13	理事（総務、人事、企画担当）
	14	理事（財務、施設整備担当）
地方独立行政法人大阪市博物館機構	15	副理事長
地方独立行政法人大阪市民病院機構	16	副理事長
地方独立行政法人天王寺動物園	17	副理事長

令和 6 年 11 月 18 日

大阪市総務局長 吉村 公秀 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 堀野 桂子

### 答申書

令和 6 年 11 月 12 日付け大総務第 84 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 記

#### 1 専務取締役（総務担当）について

募集要件(1)アにおいて、「総務部門責任者としての実務経験を有すること」とされているが、代表権を有する社長及び副社長の補佐として上位の役職を担わせるための要件として、総務部門責任者の経験を求めているのであれば、企業や団体等における総務部門の位置づけはそれぞれ異なることから、総務部門責任者に限定した経験が絶対的に必要なものとまではいえないと考えられ、当該経験を有していることを要件とすることにより応募できる者が限定されると広く有為な人材を求めるという公募の本来の趣旨が阻害されるおそれがあることから、門戸を狭めることのないよう表現を見直すことが適当である。

#### (付帯意見)

次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件（以下「次回以降の職務内容等」という。）が、上記意見を勘案して行われた当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件と同一である場合は、当委員会として、次回以降の職務内容等については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、次回以降の職務内容等については、あらかじめ当委員会に報告することとし、当委員会が必要があると認めるときは、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第3条第4項の規定に基づき、改めて当委員会に諮問されたい。

#### 2 常務取締役（鉄道担当）について

募集要件(2)アにおいて、「鉄道事業に係る経験若しくは知識を有すること」とのみ記載さ

れているが、求める人物像の要件は選考過程における考慮要素となるものであるため、取締役として求める一般的な要件についても記載するよう検討されたい。

(付帯意見)

次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件（以下「次回以降の職務内容等」という。）が、上記意見を勘案して行われた当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件と同一である場合は、当委員会として、次回以降の職務内容等については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、次回以降の職務内容等については、あらかじめ当委員会に報告することとし、当委員会が必要があると認めるときは、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第3条第4項の規定に基づき、改めて当委員会に諮詢されたい。

令和6年11月18日

大阪市総務局長 吉村 公秀 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 堀野 桂子

### 答申書

令和6年11月12日付け大総務第83号により諮問のありました件について、次のとおり  
答申いたします。

### 記

諮問のあった株式会社大阪市開発公社の役員公募に係る当該役員の職務内容及び募集要  
件について、特段の意見はない。

#### (付帯意見)

次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集要件（以下「次回以降の職務内容等」  
という。）が、今回のものと同一である場合は、当委員会として、次回以降の職務内容等  
については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、次回以降の職務内  
容等については、あらかじめ当委員会に報告することとし、当委員会が必要があると認め  
るときは、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める  
規程第3条第4項の規定に基づき、改めて当委員会に諮問されたい。

令和 6 年 12 月 18 日

大阪市総務局長 吉村 公秀 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 堀野 桂子

### 答申書

令和 6 年 12 月 17 日付け大総務第 90 号により諮問のありました件について、次のとおり  
答申いたします。

### 記

諮問のあった公立大学法人大阪の役員公募に係る当該役員の職務内容及び募集要件につ  
いて、特段の意見はない。

#### (付帯意見)

次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集要件（以下「次回以降の職務内容等」  
といふ。）が、今回のものと同一である場合は、当委員会として、次回以降の職務内容等  
については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、次回以降の職務内  
容等については、あらかじめ当委員会に報告することとし、当委員会が必要があると認め  
るときは、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める  
規程第 3 条第 4 項の規定に基づき、改めて当委員会に諮問されたい。

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第  
3条第4項の規定に基づく意見に係る運用について

令和2年12月2日  
大阪市外郭団体評価委員会決定

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程（以下「退職者指針規程」という。）第3条第4項の規定に基づき当委員会が述べる意見に係る運用について、次のとおり決定する。

記

- 1 監理対象団体が、退職者指針規程第3条第6項の規定に基づき、同条第4項の規定による役員の公募に係る職務内容及び募集条件についての当委員会の意見（以下「当初意見」という。）を勘案して当該役員の公募を行った場合において、次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件（以下「次回以降の職務内容等」という。）についても同一の内容のものとするときは、当委員会として、当該次回以降の職務内容等については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、当該次回以降の職務内容等については、あらかじめ、事務局を通じて当委員会に報告を求ることとし、当委員会が必要があると認めるときは、当委員会において調査審議し、意見を述べることとする。
- 2 1の取扱いをする場合には、個々の諮問案件ごとに当初意見において別記の文例を基本とした付帯意見を付すこととし、当初意見において当該付帯意見が付さない案件については、全て退職者指針規程第3条第4項の規定に基づき、次回以降の職務内容等について当委員会において調査審議し、意見を述べることとする。

別記

なお、次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件（以下「次回以降の職務内容等」という。）が、本意見を勘案して行われた当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件と同一である場合は、当委員会として、当該次回以降の職務内容等については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、当該次回以降の職務内容等については、あらかじめ当委員会に報告することとし、当委員会が必要があると認めるときは、大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第3条第4項の規定に基づき、改めて当委員会に諮問されたい。